

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年5月7日まで縦覧に供する。

平成26年3月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成26年3月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

NPO法人讃岐自立支援協会

柏原 円香

高松市古馬場町6番11号

3 定款に記載された目的

この法人は、DV被害者及び家庭内暴力による被害者の生活支援及び相談、青少年の非行防止ならびに罪を犯した者の再犯防止活動、生活困窮者ならびに路上生活者（ホームレス）の方達の再起に向けての生活支援及び自立支援活動、上記の方々に対する生活の確立確保の為の就労支援活動、各種行政福祉サービスへの案内及び利用啓発活動の補助等を行い、人権の擁護と福祉の享受に寄与することを目的とする。